

令和元年5月17日

「測量・建設コンサルタント業務等の最低制限価格の試行」について

本市が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格については、業務の適正な履行を確保するため、次のとおり試行する。

1 予定価格の4分の3を下らない範囲内で設定するもの

2 対象業務

測量業務

建築関係建設コンサルタント業務

土木関係建設コンサルタント業務

地質調査業務

補償関係コンサルタント業務

3 最低制限基準価格に用いる算出式の運用

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に4分の3を乗じた額（予定価格が100万円以上であれば10万円を、100万円未満であれば1万円未満を切り上げる。）に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

4 適用

令和元年6月1日以降に公告又は指名通知する業務委託に適用する。